

## 土石流などの危険箇所への対策予算の増額を求める 意見書

集中豪雨による川の氾濫による浸水被害や土石流の発生が全国各地で起きています。このような中、広島市の安佐南区、安佐北区において8月20日未明、集中豪雨による土石流が発生しました。この災害による犠牲者は9月3日現在、死者72名、行方不明者2名、被害を受けた建物は392棟で、838名が避難所生活を余儀なくされています。この災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

この災害に関連して、広島県が指定した土砂災害危険箇所は急傾斜地が21,943カ所、土石流9,964カ所、地滑り80カ所の合計31,987カ所もあり、広島県は全国で最も多い危険箇所を抱えている県となっています。尾道市も地理的条件から多くの土砂災害危険箇所があり、急傾斜地が1,634カ所、土石流570カ所、地滑り6カ所の合計2,210カ所で県全体の6.9%となっています。

東日本大震災を経験して全国で安全・安心のまちづくりが大きな課題となる中、今回の広島市の災害を通じて、土砂災害危険箇所に対する対策工事の遅れがあることが浮き彫りになりました。尾道市における土砂災害危険箇所に対する県の対策工事は、昨年度実施されたのはわずか1カ所にしかすぎません。

その遅れの要因になっていることのひとつは、広島県の砂防事業予算が年々減っていることにあります。危険箇所に対する対策工事は、広島県と各自治体、地元が負担して実施されています。平成15年(2003年)には146億円あった広島県の砂防事業予算が、平成25年(2013年)には半分の73億円にまで減っています。

よって、広島県におかれましては、安全・安心のまちづくりができるよう災害防止のための砂防事業予算を抜本的に増額されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月24日

尾道市議会

関係行政庁あて